

資料4

第1回障害者総合支援協議会
令和7年9月29日（月）

第7次佐倉市障害者計画・第8期障害福祉計画について

1. 計画策定に係る審議について

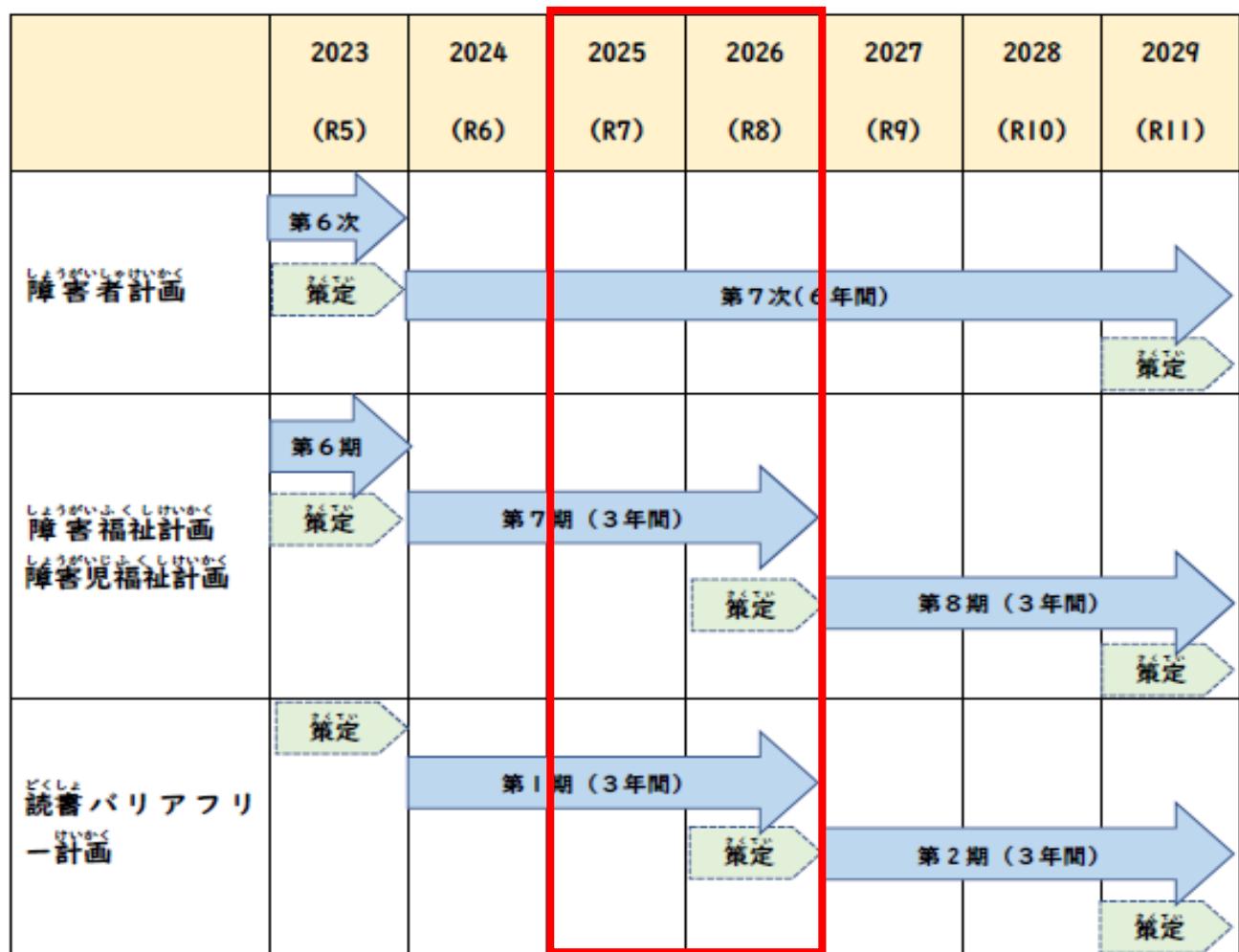
現在、市で推進している「第7期障害福祉計画」について、計画期間が令和8年度末までとなっていることから、市では、次年度（令和8年度）に「第8期障害福祉計画」（以下、「次期計画」という）の策定を行うこととなります。

また、次期計画の策定にあたっては、厚生労働省が示す基本指針（参考資料〇-〇）により、作成委員会等を設置し、審議の場を設ける必要があります。

このことについて、次期計画の策定に向けた作成委員会等の開催については、当協議会（佐倉市障害者総合支援協議会）を活用させていただき、当協議会の中で計画策定に関する審議等を進めさせていただきたいと考えております。

以下、計画策定に関する概要を示します。

2. 対象期間



3. 計画概要

障害のある方の自立と社会参加を促進すること等を目的として、策定している計画であり、市が取り組む障害福祉施策を推進する方針など基本事項を示したものです。

また、当該計画は、以下の4つの計画を一体として推進するものです。

1	第7次佐倉市障害者計画
2	第8期佐倉市障害福祉計画
3	第4期佐倉市障害児福祉計画
4	第2期佐倉市視覚障害者等の読書環境の整備と推進に関する計画 (読書バリアフリー計画)

4. 計画の作成に関する基本事項

- (1) 障害者等の参加
- (2) 地域社会の障害理解の促進
- (3) 総合的な取り組み(保健、医療、介護、児童福祉、教育、文化芸術、雇用等)

5. 計画の作成に関する流れ

- (1) 計画作成のための体制の整備
 - ・作成委員会等の開催
 - ・都道府県や関係部局との連携
- (2) 障害者、障害児等に関するサービスや支援の利用実態及びニーズの把握
 - ・アンケート、ヒアリング等によるニーズ調査(資料〇-〇)
- (3) 住民意見の反映、他の計画との調和、
- (4) 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置

6. 作成委員会等の開催

厚生労働省が示す基本指針(第三の2の(一))において、「障害福祉計画等の策定にあたっては、障害者総合支援法に規定される協議会を設置している場合には、その意見を聞くよう努めなければならないとされていることから、協議会を活用することも考えられる」旨が示されています。(別添、『参考資料〇-〇』参照)

7. 第8期障害福祉計画の策定に向けたスケジュール